

食品安全関係情報( 5月10日 ~5月23日 収集分※)について

「食品安全関係情報」として食品安全委員会が収集したハザード毎の地域別情報件数の概要 (集計数は、今回/前回)

5月10日 ~5月23日 収集件数 (合計130/116件) (前回4月19日 ~5月9日)		国際機関	北米		欧州		大洋州	アジア		中南米等	その他
		WHO・FAO等 (7/8件)	米国 (8/9件)	カナダ (5/5件)	EU、EFSA (40/17件)	各国 (19/25件)	FSANZ等 (6/6件)	中国 (11/6件)	各国 (3/6件)	各国 (1/1件)	報道、論文等も含む (30/33件)
化学物質 (37/31件)	化学物質・汚染物質 (4件)	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0
	食品添加物 (10)	0	2	0	5	2	0	1	0	0	0
	農薬 (15)	0	0	0	12	2	1	0	0	0	0
	動物用医薬品 (2)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	器具・容器包装 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他 (3)	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
	計 (37件)	0	2	0	19	7	2	2	1	0	4
微生物・プリオン・自然毒 (35/37件)	細菌 (8件)	0	3	1	2	1	0	0	0	0	1
	ウイルス (11)	4	0	0	3	1	0	0	1	0	2
	原虫・寄生虫 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プリオン (9)	0	0	1	1	0	0	0	0	1	6
	植物性自然毒 (3)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	カビ毒(マイコトキシン) (1)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	動物性自然毒 (1)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	その他 (2)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (35件)	6	3	2	7	3	0	1	2	1	10	
新食品等 (13/10件)	新食品 (3件)	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0
	GMO (4)	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1
	健康食品 (5)	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0
	アレルギー (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	クローン (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放射線照射 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ナノテクノロジー (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (1)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
計 (13件)	0	0	3	3	5	0	1	0	0	1	
肥料・飼料等 (5/3件)	肥料 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飼料 (5)	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
	その他 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (5件)	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
その他 (40/35件)	表示 (2件)	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	放射性物質 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他 (24)	1	2	0	6	3	4	7	0	0	1
	論文情報 (13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	計 (40件)	1	3	0	6	4	4	7	0	0	15
海外の食中毒 (0/0件)	細菌 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウイルス (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※収集期間については、主たる期間をいう。

## 食品安全関係情報(5月10日～5月23日収集分130件)のうち、主なものの紹介

(詳細及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください)

### 【化学物質】

- ・ オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、「アルミニウムと食品」についての消費者向け情報を公表
- ・ 米国食品医薬品庁(FDA)
  - ・ 新規の高甘味度甘味料アドバンテームを認可
  - ・ 高甘味度甘味料に関するQ&Aを公表
- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)
  - ・ 食品中の残留農薬に関する2011年の欧州連合報告書を公表
  - ・ 食品用酵素の安全性評価を今後数年間にわたり計画的に行う旨を公表
- ・ フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、食品の残留農薬について、欧州食品安全機関(EFSA)とANSESがそれぞれ報告書を出したとプレスリリースで発表

### 【微生物・プリオン・自然毒】

- ・ 欧州連合(EU)、豚下痢症に係る暫定的な防疫措置として飼料用の豚由来の噴霧乾燥血粉及び血漿のEU域内への持ち込みを規制
- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)、トウモロコシに含まれるかび毒に関する科学的提言を公表
- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)及び欧州疾病予防管理センター(ECDC)、複数国にわたるサルモネラ・スタンレー集団感染症に関する技術報告書(第3回更新)を公表
- ・ Eurosurveillance : 論説「欧州連合におけるフードチェーンに沿ったサルモネラ管理 - 過去10年間の進展」

### 【新食品等】

- ・ カナダ農務農産食品省(AAFC)、分子遺伝学による小麦の育種に関する研究について公表

### 【その他】

- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)、「2014～2016年の多年次業務計画及び2014年次業務計画書」を公表
- ・ 香港食物環境衛生署食物安全センター、一般向けの月刊ニュースレター「Food Safety Focus」2014年5月号を発行

## 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

### ○微生物・プリオン・自然毒—細菌

#### 欧州食品安全機関(EFSA)及び欧州疾病予防管理センター(ECDC)、複数国にわたるサルモネラ・スタンレー集団感染症に関する技術報告書(第3回更新)を公表

公表日：2014年5月15日 情報源：欧州食品安全機関(EFSA)及び欧州疾病予防管理センター(ECDC)

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/592e.htm>

#### 1. 欧州連合(EU)におけるサルモネラ属菌管理の状況

Eurosurveillance (Vol.19, Issue 19, 2014年5月15日)に掲載された論説記事「欧州連合(EU)におけるフードチェーンに沿ったサルモネラ管理:過去10年間の進展」によれば、EUでは、サルモネラ属菌はヒト及び動物にとって経済的影響の大きい食品由来の人獣共通感染症の病原体であるが、過去10年以上にわたる、家きん類の生産から消費までのフードチェーンに沿ったサルモネラ属菌のモニタリング及び管理に関する総合的な法的規制によって、目覚ましい進展がみられた。EUにおける2007年のサルモネラ症患者は151,995人であったが、2012年には91,034人に減少している。しかしながら現在、EU域内で進行中のS. Stanley 集団感染症に関する課題が残っているとしている。

<http://www.eurosurveillance.org/ViewArticle.aspx?ArticleId=20804>

2. 欧州食品安全機関(EFSA)及び欧州疾病予防管理センター(ECDC)は5月15日、サルモネラ・スタンレー(*Salmonella enterica* serovar Stanley)による複数国にわたる集団感染症に関する技術報告書(第3回更新)を公表した。

(1) 2011年8月1日から2013年1月31日にかけて、渡航に関連しないS. Stanley 感染者がEU10か国(ハンガリー、オーストリア、ドイツ、英国、ベルギー、チェコ、スウェーデン、イタリア、スロバキア、ギリシャ)で710人確認された。疫学情報等から七面鳥生産チェーンの汚染が集団感染症の原因であることが示された。

(2) 2014年1月以降、S. Stanley の新たな患者の発生及び流行がEU4か国(オーストリア、ハンガリー、英国、スウェーデン)から報告され、全ての疫学情報等が、2011～2012年の以前の集団感染事例と関連している可能性を示した。全症例がパルスフィールド電気泳動(PFGE)法分析で、アウトブレイク株と区別できない株を保有していた。EUにおけるS. Stanley の最近の症例及び疫学的発見から、2011～2012年のアウトブレイク株が欧州の食品市場にはまだ存在していることが示された。よって、今後S. Stanley による新たな散発症例や集団感染の発生が予想され、他のEU国でも起きる可能性がある。

(3) ECDCは加盟国に対して、国内で発生したS. Stanley による小規模及び大規模集団感染症を調査し、EPIS-FWD※プラットフォームに結果を報告するよう促している。また、全加盟国が、ECDCの分子サーベイランス試験研究に参加し、S. Stanley 株のPFGE型を提出することを奨励している。

(4) 食品業従事者(生産から提供まで)及び消費者は、各自が手洗いなどを厳守し、生の七面鳥肉とRTE食品(非加熱喫食用食品)の交差汚染を防ぐなどの食品衛生基準を順守することが重要である。

(5) ECDC及びEFSAは、各国のリスク管理者が七面鳥生産チェーンにおいてS. Stanley 感染を検出及び抑制するための更なる対策を実施し、七面鳥肉の汚染を防止することを推奨する。また必要に応じて同様の手段を鶏肉生産チェーンにも適用すべきであると推奨する。

※EPIS-FWD(Epidemic Intelligence Information System for food- and waterborne diseases):食品及び水媒介疾病に関する欧州疫学情報共有システム

## ○関連情報(海外)

### 1. 欧州食品安全機関(EFSA)及び欧州疾病予防管理センター(ECDC):

(1) 複数国にわたるサルモネラ・スタンレー集団感染症に関する合同緊急リスク評価書(2012年7月27日付け)

海外渡航に関連しない S. Stanley 感染者が EU3 か国(ベルギー、ハンガリー、ドイツ)で増加している。分離株の PFGE パターンが同一であることから、共通の感染源を持つことが示されたが、まだ特定できていない。

<http://www.ecdc.europa.eu/en/publications/Publications/1207-TER-Rapid-risk-assessment-Salmonella-Stanley-outbreak.pdf>

(2) 複数国にわたるサルモネラ・スタンレー集団感染症に関する合同緊急リスク評価書(2012年9月20日付け更新)

EU6 か国(オーストリア、ベルギー、ドイツ、チェコ、ポーランド、ハンガリー)での調査の結果、アウトブレイク株と区別できない PFGE パターン及び共通の薬剤耐性が、七面鳥生産チェーンからの分離株で同定された。また肉用鶏群及び鶏肉、豚肉、牛肉からの分離株でも区別できない PFGE パターンが同定された。感染源や媒介食品を市場から除去する措置がまだ実施されていないことから、EU では今後更に感染者が増加する可能性がある。

[http://www.ecdc.europa.eu/en/publications/Publications/20120921\\_RRA\\_St Stanley\\_Salmonella.pdf](http://www.ecdc.europa.eu/en/publications/Publications/20120921_RRA_St Stanley_Salmonella.pdf)

2. Eurosurveillance (Vol.19, Issue 21, 2014年5月15日):掲載論文「2011年8月から2013年1月に発生した欧州連合の複数国における七面鳥肉に関連するサルモネラ・スタンレー集団感染症に関する集学的調査」

アウトブレイク株及び過去のヒト分離 S. Stanley 株の PFGE 法分析による型分析の結果、当アウトブレイク株は 2011年に欧州で新たに出現した PFGE 型であることが判明した。疫学的及び微生物学的証拠を基に、七面鳥肉がヒトの主感染源で、動物生産チェーンでの早期の汚染によるものと考えられた。

<http://www.eurosurveillance.org/ViewArticle.aspx?ArticleId=20801>

## ○関連情報(国内)

### ・食品安全委員会

食品健康影響評価のためのリスクプロファイル(鶏肉におけるサルモネラ属菌)

[http://www.fsc.go.jp/sonota/risk\\_profile/genussalmonella.pdf](http://www.fsc.go.jp/sonota/risk_profile/genussalmonella.pdf)

### ・農林水産省

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラなどの食中毒菌の農場への侵入や蔓延を防止するための生産衛生管理ハンドブック

「牛肉の生産衛生管理ハンドブック」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/pdf/ushi-seisansha.pdf>

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/pdf/tori-seisansha.pdf>

「鶏卵の生産衛生管理ハンドブック」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/pdf/sairan.pdf>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>) をご覧下さい。